



社保通信をお届けします。P1..... 社会保険委員会からのお知らせ

※この資料は、岡山県歯科医師会社会保険委員会からの伝達事項です。

社会保険委員会からのお知らせ

・歯科用 CT 撮影が条件となっている項目の算定について

- ▶ Ni-Ti ローターファイル加算【NRF】(+150 点)
- ▶ 加圧根管充填処置を行った場合の手術用顕微鏡加算【手顕微加】+400 点(要施設基準)
- ▶ 手術用顕微鏡を用いた歯根端切除手術【根切顕微】2000 点(要施設基準)

※ 同一初診中であるか否かを問わず、6ヶ月以上前の歯科用 CT を用いた場合、また保険者変更前の歯科用 CT を用いた場合は、撮影年月の【摘要欄】記載をお願いします。

(例)令和〇年〇月歯科用 CT 撮影

※ 他の医療機関で、歯科用 CT 撮影を行った場合は、撮影した医療機関名の【摘要欄】記載が必要です。

・外用薬処方の算定間違いが散見されます。

外用薬は1調剤を所定単位で算定してください。(例えばオルテクサー口腔用軟膏5gを2本処方したとき、同日の場合は5g×2ではなく、10g×1で算定してください)